

# ながはまし農業委員会だより



後列 農業振興委員会 委員 尚永 稔 農業振興委員会 委員 森 勘十 農業委員会 副会長 將亦 富士夫 農業振興委員会 委員 二矢 秀雄 農業振興委員会 委員長 廣部 重嗣

前列 農業振興委員会 委員 伊藤 泰子 農業委員会 会長 角田 功 長浜市長 浅見宣義 農業振興委員会 副委員長 池田 美由紀 農業振興委員会 委員 西橋 絹子

※令和5年9月28日 市長に農業施策に関する意見書を提出しました。(詳細はP2・3をご覧ください)



## 《記事の内容》

- ▽ 農業・農村を、未来に引き継げるよう農業者の想いを託して  
-市長へ農業施策に関する意見書を提出- P2・3
- ▽ 意向調査(アンケート)の結果について P4
- ▽ 農地パトロール、相続登記義務化、農地法の手続き P5
- ▽ 地域計画について P6・7
- ▽ 農業委員改選について、農業労賃・農作業料金調査結果 P8

# 農業・農村を、未来に引き継げるよう農業者の想いを託して

## ― 市長へ農業施策に関する意見書を提出 ―

長浜市農業委員会は9月28日「令和6年度農業施策に関する意見書」を浅見宣義市長に提出しました。

この意見書は、農業者の意見や考えを政策に反映できるように、意向調査や日頃の会話の中で皆様から寄せられた意見・要望などを取りまとめたものです。主な内容については次のとおりです。



### 多様な担い手の確保・育成・支援について

(1) 農業を始められる方への育成について

① 空き家バンク制度の推進等について 【継続】

(2) 小規模農家への支援について

① 「小規模農家営農継続支援事業補助金」の増額と拡充について 【継続】

\*ワンポイント\*

▽地域の農地を守っている小規模農家は、機械等の延命を図り、農業を続けておりますが、長年の使用による故障等が多く、更新を余儀なくされています。農業委員会が行った意向調査においても、機械の更新への助成を望む声が多くなると、また、更新ができずにやむなく廃業となるなど、離農の大きな要因ともなっています。そこで、補助額の増額について、特に格段の配慮をいただくよう意見しています。

(3) 中規模・大規模農家への支援について

① 転換作物生産推進事業補助金の増額と補助

対象の拡充について 【継続】

② 農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する市独自の支援について 【継続】

\*ワンポイント\*

▽米価の低迷で大幅な収入減となる一方で、機械費や資材費等の高騰が続いております。農業委員会の意向調査でも、収入減の主な要因として、米価の減少と資材の価格高騰が挙げられており、このことが続くこと、廃業せざるを得ない状況に追い込まれていくことにもなります。これらのことから、昨年度に引き続き、補助金の増額と補助対象の拡充について意見しています。

③ 農業機械の免許取得や技能習得への支援について 【継続】

④ 実現可能な市全体の「地域計画」の策定について 【継続】

(4) 女性農業組織への支援と女性・青年農業者の登用について

① ながはまアグリネットワークへの活動支援について 【継続】

② 女性や青年農業者の登用について 【継続】

(5) 農業に関わるマッチング等の仕組みづくりについで

① 各種講習会の開催について 【継続】

② 農業経営者と労働力を結びつける仕組みづくりについて 【継続】

③ 緊急支援協定体制の更なる発展について 【継続】

- ④農産物栽培等のアドバイザーの設置について **【新規】**
- ⑤小さな田畑と家庭菜園を希望する方とのマッチング制度について **【新規】**

### 持続可能な農業経営の支援について

- ①農産物の産地化に向けた継続した取り組みについて **【継続】**
- ②畑地における野菜生産拡大の支援について **【新規】**
- ③農業者収入保険加入促進事業について **【継続】**
- ④ブロックローテーションの支援について **【継続】**

### 鳥獣害対策について

- ①年間を通じた獣害駆除対策の強化について **【新規】**
- ②防護柵の未設置区域の解消について **【継続】**
- ③自然災害による防護柵の復旧に対する支援について **【継続】**
- ④サルに対する群れごとの捕獲及び対策について **【継続】**
- ⑤シカへの対策について **【新規】**

### 遊休農地対策について

- ①耕作放棄地にならない取組み、仕組みづくりの検討について **【継続】**
- ②集落の農地は集落で守るという意識付けについて **【継続】**
- ③地元集落による耕作放棄地管理の補助等に **【継続】**

### 国・県要望について

- ④耕作放棄地解消事業補助金について **【継続】**

#### (1) 農業者の所得安定対策について

- ①適正な生産数量の配分による需給調整等について **【継続】**

- ②農業資材の価格上昇緩和のための支援制度の継続拡充について **【継続】**

- ③米価に連動した交付金制度の創設について **【継続】**

#### (2) 農地保全管理対策について

- ①荒廃農地をこれ以上増やさない仕組みづくりの創設について **【継続】**

- ②公共物管理者による法面の管理について **【継続】**

- ③新たな荒廃農地を生まないための人材育成の仕組みづくりについて **【継続】**

- ④中山間地のほ場整備事業について **【継続】**

#### (3) 新産業新技術支援対策について

- ①農産物を使用した商品開発のための企業への大幅な支援について **【継続】**

- ②環境負荷低減のための取組みについて **【新規】**

- ③スマート農業を促進する補助金の継続と、補助額の増額について **【継続】**

#### (4) 食料自給率の向上について

- ①地産地消の更なる促進について **【継続】**
- ②人や家畜の食料・飼料等の国内産利用への政策転換について **【新規】**



市長に提出しました意見書は、農業委員会のホームページでご覧になれます。

## 意向調査(アンケート)の結果について

農業委員会では、市長へ農業施策に関する意見書を提出するにあたり、農業者の意向を把握するため、「農業経営に関する意向調査」を行いました。

対象は、市内の販売農家(耕作面積1ha以上・798経営体)です。

意向調査の結果として、農業経営を継続するために、必要なことは「米価の安定」で、次いで「農業機械更新への助成」との結果となっております。

これらの結果も踏まえ、市長に対して昨年度に引き続き、肥料や燃料等の農業用資材の高騰に対する市独自の支援を継続すること。国、県に米価に連動した交付金制度の創設の要望を行うこと。また、機械更新に対する市の助成額を増額すること。等、強く意見をしております。

農地を守るため、新規就農者や後継者確保に必要な支援としては、「農業所得の向上」となっております。

持続可能な農業を実現するための要素は色々ありますが、やはり農業者の所得向上や経営の安定は欠かせないものであります。

そこで、これらの仕組みづくりとして、農産物の産地化に向けた取組みを継続し、特に収益の見込める作物の選定と、継続した現実的な取

組みをすることを意見しております。

その他につきましても、この意向調査の結果等を踏まえ、長浜市長に対して意見書を提出しております。

(意見書の概要は前頁をごらんください。)

農業を取り巻く環境は依然厳しく、ロシアのウクライナ侵攻による生産資材価格等の高騰、人口減少等に伴う国内消費の減少、さらには頻発する自然災害や鳥獣被害の増加など、多くの課題に直面しております。

農業委員会といたしましては、引き続き、農業者に寄り添った取組みを行ってまいります。

\*意向調査の結果は、農業委員会のホームページでご覧いただけます。

(問) 10年後の農地を守るため、新規就農者や後継者の確保にあたり、必要な支援は何だと思えますか。

回 答	経営体数
農業所得の向上	327(72%)
農地や施設の取得支援	48(10%)
農業技術支援	26( 6%)
労働条件の改善	26( 6%)
そ の 他	27( 6%)
合 計	454(100%)

(問) 農業経営を継続するため、必要なことは何ですか。

回 答	経営体数
米価の安定	303
農業機械更新への補助	280
農業労働力の確保	119
担い手育成等の充実	66
鳥獣害対策の強化等	65

※回答数上位5位までを抜粋して掲載しています。



農地パトロールの結果  
遊休農地面積  
遊休農地 約48.0ha

農業委員会では、耕作放棄地の解消に向け、農地利用最適化推進委員会を設置し、活動しています。  
なお、7月から8月にかけて、農地パトロールを実施しました。  
パトロールの結果として、該当者に対して解消のための通知等を行っています。  
耕作放棄地となる原因としては、農業者の高齢化に伴う離農や、条件の悪い農地などがあげられます。

農地パトロールを実施しました  
—耕作放棄地の解消に向けて—

## 相続登記の申請が義務化されます

Q&A

法務局

### ▽相続登記とは？

皆さんの土地や建物は、法務局で登記（所有者などが記載）されていますが、その登記（記載）されている所有者がお亡くなりになった場合に、主に相続人の方に名義を変更する登記のことを言います。

### ▽いつから始まるのですか？

令和6年4月1日から始まります。

今まで相続登記は任意でしたが、令和3年の不動産登記法などの法改正で、義務化となりました。

### ▽いつまでに登記申請をする必要があるのですか？

相続等により、不動産を取得した相続人の方は、取得したことを知った日から3年以内に相続登記申請をする必要があります。

### ▽どこに申請するのですか？

相続される土地や建物の所在地の法務局（登記所）に申請します。

長浜市の場合は、大津地方法務局長浜支局に申請します。（長浜市八幡東町253番地4）

### ▽どうやって申請するのですか？

登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください。なお、専門家（司法書士）へご依頼いただくと、手続きがスムーズに完了しますので、ご検討ください。

### ▽しないとどうなるのですか？

正当な理由がない場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

☆詳しくは、大津地方法務局長浜支局（0749-62-0503）までお問合せください。

### 相続登記がお済みになった土地に、田、畑がある場合は

農業委員会への届出が必要です。（農地法第3条の3の規定による）

相続された農地の所在（地番など）や取得日（相続の日）などが届出の対象となります。

詳しくは農業委員会（0749-65-6549）までお問い合わせください。

## 地域計画について

— 10年先の農地利用を見据えて —

令和5年度からの国の新たな施策として、「地域計画」がスタートしました。

これは、10年後の地域の農地について、誰が利用していくかなどを地域ぐるみで考え、話し合い、進めていくものです。



### 概要

令和5年4月1日農業経営基盤強化促進法が改正され、集落等での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画の作成が、法定化されました。

これまでの「人・農地プラン」から、より具体的に10年後、地域の農地を使って、誰が、どこで、何を、どんなふうにするのかを定めます。

### 対象となる農地

主に、農振農用地域いわゆる「青地」の農地を対象としています。

### メリット

- ・ 10年後の地域内農地の耕作は「誰がするのか」の見通しをつけることができる。
- ・ 農業の方向性（誰が何を栽培）を定めることができる。
- ・ 新規就農者なども耕作しやすいよう効率的な営農環境に変えていくことができる。
- ・ 国の補助や支援を受けやすくなる。・ など。

### 作業内容

- ① 10年後の農地利用の姿を描く目標地図の作成
- ② 地域農業の将来のあり方を、地域計画として作成

### 課題

- ・ 10年後、地域の農地は誰が利用し、どうまとめていくのか？
- ・ 今後、どのように維持・管理していくのか？ などがあります。

### 農業委員会では

皆さんと一緒に、滋賀県、長浜市、JAなどの関係機関と協力し、目標地図の素案作成や、集落での説明会において、アドバイスなどを行っています。

### \*用語解説「目標地図」とは？

誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のこと。地域計画の一部となる。

イメージ図 (枠は農地1筆 アルファベットは所有者)

A	B	A	B	B	A
C	B	B	A	A	B
A	C	A	C	E	F
	C		A	E	A
A	C	A	B	A	F
	D	A	E	F	A
B		E	A	B	A

現状

A	B	A	B	B	B
C	B	B	A	A	B
C	C	A	A	E	F
	C		A	E	F
A	C	A	B	A	F
	A	A	E	F	A
B		A	A	A	A

目標地図  
(数年先)

C	C	B	B	B	B
C	C	B	B	B	B
C	A	A	A	A	F
A	A	A	A	A	F
A	A	A	A	A	F
	A	A	A	A	F
	A	A	A	A	F

理想的な目標地図  
(10年先)

地域計画（目標地図）は、令和6年度末までに作成する必要があります。

長浜市では、農業委員会、JA、滋賀県と連携し、地域の農業者などの皆さんと、将来の地域農業のあり方について、話し合いを実施し、将来の方針をまとめる「地域計画」の作成を推進しています。

地域計画に関する問合せ先

／ 長浜市農業振興課（0749-65-6522） 長浜市農業委員会事務局（0749-65-6549）

## 地域計画に関する意向調査の結果について

○発送件数：3,580 件

回収件数：2,326 件（回収率：65%）

※%は、回収件数内によります

### ▽あなたの年齢は？（法人の場合は代表者の年齢）

39歳以下	40件	40代	114件	50代	343件
60歳～64歳	292件	65歳～69歳	365件	70歳～74歳	470件
75歳～79歳	326件	80歳以上	374件	その他（無回答含む）	2件
** 60歳未満（21.4%） 60歳以上（78.5%） **					

### ▽農業経営の後継者はいますか？

いる 343件(14.7%)      いない 1,427件(61.3%)      未定（検討中） 489件(21.0%)  
 その他（無回答含む） 67件(2.9%)

### ▽耕作面積は今後10年間でどうされるおつもりですか？（個人農業経営者の方）

経営規模を拡大したい 102件(4.8%)  
 現状維持したい 838件(39.8%)  
 縮小したい又はやめたい 794件(37.8%) → 次の設問へ  
 集落営農に任せている 129件(6.1%)  
 その他（無回答含む） 241件(11.5%)  
 （法人経営等 222件）



### ▽農業を縮小したい又はやめたい時期はいつ頃ですか？

1～2年後 248件      3～5年後 376件      6～9年後 170件

### ▽農地の団地化（集約化）については？

農地の集約化を進めるべきで、自分も協力したい（農地交換可能） 516件(22.2%)  
 今のままでいい 713件(30.7%)  
 集落で取り組むなら協力する（どちらかという農地交換しても良い） 366件(15.7%)  
 集約化を進める必要性を感じない 161件(6.9%)  
 その他（無回答含む） 570件(24.5%)

この意向調査により、目標地図の素案を作成し、その後の地域での話し合いなどにより、目標地図を作成していきます。

長浜市農業委員会農業委員の  
募集について

募集時期…令和6年1月中旬から

令和6年2月下旬

募集人数…農業委員37名

任期…令和6年7月20日から

3年間

令和6年7月19日に農業委員、及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が満了になることに伴い、次期農業委員の推薦、公募を行います。

なお、推進委員については、国が示す農地集積率、遊休農地率の基準値をいすれも上回り、農業委員が推進委員の仕事兼ねることができるようになったため、次期改選において募集は行いません。

募集要項等につきましては、詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

## 農業労賃・農作業料金調査集計（令和5年8月調査）

先般、市内農業組合からご報告いただきました農業労賃・農作業料金について、集計結果を下記のとおりとりまとめました。今後の農業労賃・農作業料金の目安にして下さい。

作業内容		本年度料金 (平均額)	R2~R4年度 (累計平均額)	単位
耕起から代掻きまで一貫		18,900円	18,100円	10a
耕起のみ		8,600円	8,100円	10a
砕土のみ		6,800円		10a
代掻きのみ		8,200円	9,400円	10a
機械田植（苗代別）		10,200円	10,700円	10a
機械刈取（コンバイン）		20,300円	20,600円	10a
オペレータ賃金	トラクター	1,300円	1,300円	1時間
	田植機	1,300円	1,300円	1時間
	コンバイン	1,300円	1,300円	1時間
農作業労賃	男性	8,900円	8,700円	1日
		1,200円	1,300円	1時間
	女性	8,500円	8,100円	1日
		1,200円	1,200円	1時間

- ①本情報は、農地法第52条の規定に基づき、地域の農業労賃・農作業料金の目安として提供させていただきます。農業労賃、作業料金は当事者で十分協議して設定して下さい。
- ②報告件数が多い項目（作業内容）を掲載しております。
- ③100円以下は四捨五入しております。
- ④今年度から砕土のみを追加しております。

編集・発行 長浜市農業委員会 〒526-8501 長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁舎2階）

TEL：0749(65)6549 FAX：0749(65)1602 E-mail：noui@city.nagahama.lg.jp